

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年7月21日(金)最高裁判所小会議室			
委 員	委員長 秋 山 哲 一 (東洋大学理工学部建築学科教授)			
	委 員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)			
	委 員 秋 山 靖 浩 (早稲田大学大学院法務研究科教授)			
審議対象期間	平成28年10月1日から平成29年3月31日			
抽出案件		(備考)		
工事				
一般競争				1件
公募型及び工事 希望型指名競争				—
通常指名競争				—
随意契約				1件
建設コンサルタント業務				
一般競争				1件
プロポーザル方式				—
随意契約				—
総件数				3件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問			回答
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし			

(別紙)

意 見 ・ 質 問	回 答
(抽出案件について) 1 最高裁判所長官公邸耐震改修工事 ※ 本件は、最高裁判所長官公邸の耐震改修工事で、1者入札であった案件 ・本件は、競争参加資格を得た3者のうち、1者が入札前に辞退、1が入札後のヒアリング前に辞退しているが、入札参加者は、ほかに誰が入札に参加しているか知っていて、それらの者の間で話し合いをしたり、他者が辞退したかどうかといった状況を知るようなことはないのか。 ・本件が一般的な入札と異なるところは、下請け業者を、しかるべき文化財の工事経験者から選定することを条件としており、その結果として全体的に入札参加者が少なかったということであるが、入札参加者は、どの段階で、下請け業者が文化財の工事経験のある者に限定されることを知るのか。 ・下請け業者に関する要件が設計図書に記載されているとなると、この要件を知らないで、通常の工事と同様の積算をして入札に参加したことにより、入札価格をより安価にしようとするような、不意打ちのようなことにはならないのか。 ・設計図書の送付を受けた者は、送付を受けたときから入札まで、十分に検討できる時間は確保できているのか。 ・開札後に辞退した者の入札額は、調査基準価格に満たなかった。発注者は文化財の耐震改修工事の経験が少ないということであるが、予定価格は妥当だったのか。	・本件の契約が成立するまで、入札参加者を公表することはないので、他の参加者や、その参加状況を知ることはしない。 ・下請け業者の条件については設計図書に記載されており、設計図書は、本件入札に参加するための競争参加資格審査申請を行った者のうち、入札に参加することが可能な者に対して、「競争参加資格あり」という通知書と同時に送付していることから、この段階で知ることになる。 ・「競争参加資格あり」という通知を受けた者は、同時に受領した設計図書等を確認してから積算を行い入札に参加する流れになるので、下請け業者に関する要件を知った上で積算することになる。 ・本件は、平成28年10月17日に競争参加資格の結果通知を行い、入札の締め切りが11月14日であり、約1か月の期間があるので、検討時間は確保できている。 ・本件工事の前に、本件建物の一部を解体する工事を実施した。解体部分以外は重要文化財であることから、重要文化財にかかる工事と同様の発注を行っている。本件で2度目の重要文化財にかかる工事であったため、見積

意 見 ・ 質 問	回 答
・下請け業者の確認は、どのように行うのか。 2 仙台大蔵米ヶ袋共同宿舎A棟他2棟耐震改修実施設計業務 ※ 本件は、宿舎の耐震改修実施設計業務で、低入札となった案件 ・本件の受注者は、本件建物の耐震診断業務を行った者であり、耐震診断者と実施設計者が一緒であるが、発注者において、受注者から提案があった補強方法について妥当性は確認しているのか。 ・安価な価格で業務を発注できたわけだが、設計の精度や品質などにおいては、発注者で確認を行っているのか。 ・本件受注者は、耐震診断業務も行っているので安価でできたという説明を受けたが、本件受注者よりも、より安価な入札額で入札した者がいる。開札後に、低入札調査対象となり、調査を辞退して入札無効となった者もいることを考えると、本件は耐震診断業務を行っていないでも安価でできる業務内容であり、予定価格がもっと低ければ低入札案件にはならず、その結果、ヒアリングを辞退した者と契約をすることができ、本件契約金額よりも安価に契約できた可能性もあったと思うがいかがか。 ・裁判所では、本件以外にも耐震改修工事を行っていると思うが、案件ごとに設計内容に違いがあると思うので、予定価格の算出は見積もりを徴取するしかないということか。	書の徴取の仕方を含め手続は妥当だったと考える。 ・契約した後に監督職員が下請け業者に関する要件を満たしているか確認を行う。 ・耐震診断業務において、検討案が提出された段階で妥当かどうか確認している。 ・仕様書どおりの成果物が提出されており、内容についても問題はない。 ・予定価格については、参考見積もりを5者から徴取し、一番高い見積もりと一番安い見積もりを省き、中間の3者の見積もりについて金額ではなく人工数を参考として、予定価格の算出をした。参考見積もりを提出した者も本件入札に参加しているが、入札の際には、参考見積書と比較するとかなり安価で入札してきたので、予定価格としては妥当だったと考える。 ・耐震改修工事は案件ごとに内容がまちまちなため、設計事務所に人工数を出してもらった必要がある。

意 見 ・ 質 問	回 答
・本件は、業務地が仙台市であるから、仙台市周辺に設計事務所があるところに見積もりの依頼をしているのか。 ・照査技術者の法定福利費が、直接人件費に計上されていないようだが、どのような理由か。 3 鹿児島地家裁川内支部庁舎改修工事設計変更 ※ 本件は、改修工事の実施に当たり、当初契約に含まれていた外部庇の部分補修工事に着工したところ、鉄骨下地が全体的に腐食していたため、既存の外部庇を撤去し新設する工事に契約変更を行った案件。当初契約に対して、契約変更額が高額である（30%を超えている）もの。 ・本件は当初契約の設計に含まれていない工事になるが、今回の工事の設計は外注したのか。 ・庇の著しい腐食が判明したのは、当初契約の工事が始まってからか。 ・アルミの庇の単価の妥当性については、どのように判断したのか。 ・変更契約を締結するにあたり、最初の見積書の提出で予定価格を下回った（落札した）のか。 ・変更契約を行う場合、当初請負金額の30	・仙台市に支店があるところにも依頼している。 ・その社員は75歳以上の方で基本的な社会保険に加入するには年齢限度を超えているためである。 ・外注したのではなく福岡高裁で設計しており、本件変更契約分の設計変更も福岡高裁で行っているため、設計料は発生していない。 ・今回の工事は、9月5日に契約を締結し、最初に熱源の改修、内部遮音の改修等を行い、10月頃から足場を設置し、11月下旬頃に庇の著しい腐食が判明した。 ・新たに取り付ける予定の庇は既製品で定価もわかっているため、見積書を徴取し査定した上、当初契約の契約率を加味した価格を予定価格とした。 ・最初の見積書の提出で落札した。変更契約における予定価格に対する落札率は、約98パーセントであった。 ・変更契約を締結する過程で、個別に必要性

意 見 ・ 質 問	回 答
パーセントを超えるような場合には、別発注ではなく、そもそもその変更契約が妥当かどうか検討するルールがあるのか。 ・本件においては、変更契約の妥当性について十分に検討していることが伺えるが、重要なことは、30パーセントを超えたか否かではなく、別発注としないです当初契約の変更契約とすることが妥当かどうかであり、30パーセントを超えなければ、何でも変更契約をしてよいということにはならず、まず、別発注すべきかどうか検討していくことが必要だと思われる。	を検討している。 ・引き続き、変更契約の妥当性については慎重に検討していきたい。